千葉市多胎妊婦健康診査料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要網は、千葉市妊婦一般健康診査実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に 基づき実施する妊婦一般健康診査(以下、「健康診査」という。)について多胎妊娠を理 由とし、妊婦一人につき14回の助成回数を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した者 に対し、健康診査料を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる健康診査)

- 第2条 助成の対象となる健康診査は、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5に定める「病院」または「診療所」若しくは同法第2条に定める「助産所」(以下、「医療機関等」という。)で実施した健康診査とする。
- 2 健康診査の標準的な項目及び健康診査を受診した医療機関等により助成の対象となる健康診査は、実施要綱第4条の規定を準用し、次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。
- (1)健康保険適用の診療
- (2) 妊娠判定のための診療
- (3)基本的な妊婦健康診査(問診、子宮底長・腹囲・血圧・体重等の計測、尿検査、浮腫の有無等、妊婦の健康状態および胎児の発達状態確認のための基本的検査)を実施していない診療

(対象者)

第3条 対象者は、前条に定める健康診査を受診した日において、本市に住所を有する 多胎妊婦とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、第2条に定める健康診査において現に要した費用を、健康診査を実施した医療機関等ごとに健康診査の受診日の別に算出するものとする。

ただし、1回4、500円、最大5回を上限とする。

(申請)

- 第5条 助成を受けようとする者は、出産した日又は妊娠を終了した日から起算して1年 の間に申請をすることができるものとする。
- 2 前項の申請においては、千葉市多胎妊婦健康診査料助成申請書(様式1号)に次の各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 対象となる健康診査について医療機関等が発行した領収書又は多胎妊婦健康診査実施状況等証明書(様式第2号)
- (2) 当該健康診査を14回以上受診したことを証明する書類(母子健康手帳、母子健康手帳別冊等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

- 第6条 市長は前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと 決定したときは、千葉市多胎妊婦健康診査料助成事業承認決定通知書(様式第3号)によ り当該申請をした者に通知するとともに、申請のあった日から60日以内に助成金額を 支払うものとする。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市多胎妊婦健康診査料 助成事業不承認決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。 (助成の方法)
- 第7条 助成は、助成する額を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすで に助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

- 第9条 市長は、助成を行ったときは、千葉市多胎妊婦健康診査料助成台帳(様式5号)を 作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。
- 2 前項の交付台帳は助成した年度の翌年より5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要網に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要網は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に受診した健康診査について適用する。